

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの
確保に関する法律に関する
申請マニュアル

平成 29 年 11 月 14 日

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

目次

1. はじめに	2
2. 申請について	3
3. 衛星リモセン装置の使用許可申請	5
3.1. 申請書の記載事項及び記載要領	5
3.2. 添付書類	12
4. 衛星リモセン記録の取扱認定申請	17
4.1. 申請書の記載事項及び記載要領	17
4.2. 添付書類	21
5. 申請様式の記載例	24

【凡例】

特に指定がない場合、本文中において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例によるほか、本文中の略語は下記を意味するものとする。

- ・ 法： 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律
(平成 28 年法律第 77 号)
- ・ 規則： 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則
(平成 29 年内閣府令第 41 号)
- ・ 衛星リモセン装置： 衛星リモートセンシング装置
- ・ 衛星リモセン記録： 衛星リモートセンシング記録

1. はじめに

衛星リモセン装置の使用の許可を受けようとする者及び衛星リモセン記録の取扱認定を受けようとする者は、法及び規則に基づいて、内閣総理大臣に申請を行う必要があります。

本マニュアルは、当該申請に関し必要な事項について解説するものです。

2. 申請について

【衛星リモセン装置の使用許可】

法第四条（許可）

国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者（特定使用機関を除く。）は、衛星リモートセンシング装置ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

規則第四条（許可の申請）

法第四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

【衛星リモセン記録の取扱認定】

法第二十一条（認定）

衛星リモートセンシング記録を取り扱う者（特定取扱機関を除く。）は、申請により、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

規則第二十三条（認定の申請）

法第二十一条第一項の認定を受けようとする者は、様式第十三による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

【申請書等に関する使用言語】

規則第三十三条（書面の用語等）

- この府令に規定する申請書、届出書及び第二十一条第一項の書面は、日本語で作成しなければならない。ただし、住所、氏名又は名称及び連絡先については、外国語で記載することができる。
- 2 この府令に規定する申請書、届出書及び第二十一条第一項の書面に添える書類は、日本語又は英語で記載されたものに限る。ただし、英語で記載されたものであるときは、その日本語による翻訳文を提出しなければならない。
- 3 特別の事情により、前項の書類が同項に定める言語で提出することができない場合には、同項の規定にかかわらず、その日本語による翻訳文を添えて提出することができる。

衛星リモセン装置の使用の許可を受けようとする者及び衛星リモセン記録の取扱認定を受けようとする者は、それぞれ規則の様式第 1 及び様式第 13 の申請書に、必要な書類を添付して内閣総理大臣に提出する必要があります。

各申請書の記載事項及び記載要領は 3.1 及び 4.1 に、必要な添付書類については 3.2 及び 4.2 に示しています。具体的な記載例については 5.を参照してください。

なお、申請書は日本語で作成する必要がありますが、住所、氏名又は名称及び連絡先については、外国語で記載することができます。また、申請書の添付書類については、日本語又は英語で記載されたものに限り、英語の場合は日本語による翻訳文を添付して下さい。特別の事情で申請書に添付する書類が日本語又は英語で提出できない場合は、その他の言語で記載された書類に、日本語による翻訳文を添付することにより、提出することも可能です。

3. 衛星リモセン装置の使用許可申請

3.1. 申請書の記載事項及び記載要領

衛星リモセン装置の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出することとされています。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 住所、氏名又は名称、連絡先② 衛星リモセン装置の名称、種類、構造及び性能③ 衛星リモセン装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道④ 操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法⑤ 受信設備の場所、構造及び性能並びにその管理の方法⑥ 衛星リモセン記録の管理の方法⑦ 申請者が個人である場合には、死亡時代理人の氏名又は名称及び住所⑧ 衛星リモセン装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所⑨ 申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合には、これらの管理を行う者の氏名又は名称及び住所⑩ 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所⑪ 衛星リモセン記録の利用の目的及び方法⑫ 出資者の名称、出資比率及び国籍⑬ 主要取引先 |
|---|

これらに関する記載要領について、項目ごとに以下に示します。

<h4>① 住所、氏名又は名称、連絡先</h4>

衛星リモセン装置の使用を行おうとする者が個人の場合にあつては、住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。外国人の場合は、日本国の承認した外国政府の発行した書類やこれに準じる書類に記載された住所及び氏名を記載してください。

法人の場合にあつては、登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。

連絡先については、郵便物の受け取りが可能な、住所、氏名、法人名、担当部署、担当者名等を記載してください。

② 衛星リモセン装置の名称、種類、構造及び性能

➤ 「名称」

衛星リモセン装置は、装置ごとに対象物判別精度や当該衛星リモセン装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道が異なり、また、これを操作するために用いる操作用無線設備が異なることがあり得ますので、衛星リモセン装置ごとに許可を受ける必要があります。

このため、同一の地球周回人工衛星に、種類、構造及び性能が異なる複数の衛星リモセン装置を搭載する場合には、個別に許可を受ける必要がありますので、装置ごとに異なる名称を記載してください。

※例 「CAOSAT」という名称の1つの地球周回人工衛星に異なる3つの衛星リモセン装置を搭載する場合の記載例： CAOSAT-1 α 、-1 β 、-1 γ

また、種類、構造及び性能が同一の衛星リモセン装置を搭載した複数の地球周回人工衛星を、一体的に運用する場合には、型番、シリーズ名等を記載すること等により各衛星リモセン装置を識別できるように記載してください。

※例 「CAOSAT」という名称の地球周回人工衛星4機にそれぞれ同一の衛星リモセン装置を搭載して、一体的に運用する場合の記載例： CAOSAT-1、-2、-3、-4

➤ 「種類」

規則第2条に定める4区分のいずれかを選択してください。

各センサーの対象検出領域は以下を参照してください。

- ・ 光学センサー：0.03 μm ～ 8 μm
(紫外：0.03 μm ～0.4 μm 、可視光：0.4 μm ～0.7 μm 、
近赤外：0.7 μm ～1.3 μm 、中間赤外：1.3 μm ～8 μm)
- ・ 熱赤外センサー：8 μm ～14 μm
- ・ SARセンサー：1 mm～

なお、光学センサーと熱赤外センサーの双方の領域に検出領域を有する場合にあっては、光学センサーと熱赤外センサーの双方を選択してください。

ハイパースペクトルセンサーについては、対象物判別精度とともに、特定の対象物について一度の撮像で検出できる波長帯が49を超えるか否かにより該当の有無が判断されることとなります。

➤ 「構造」

姿勢制御方式及び軌道制御機能（スラスタ）の有無、打上重量、発生電力、設計寿命、

通信方式（アップリンク、ダウンリンクそれぞれに用いる帯域）、製造者を記載してください。

➤ 「性能」

法の管理対象となる性能であることが認識できるよう、対象物判別精度（地上分解能）等の撮像性能に関する事項を記載してください。

光学センサーにおいてパンクロとマルチのいずれも備える場合については各分解能を、ハイパースペクトルセンサーについては分解能及び検出できる波長帯（バンド数）を、SAR センサーにおいて複数の撮像モードを具備する場合は、撮像モードごとに分解能を記載してください。

また、観測幅、ポインティング角、オンボードメモリ容量、位置精度等についても記載してください。

③ 衛星リモセン装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道

同一軌道に複数の装置がないことを確認するため、軌道長半径、離心率、軌道傾斜角、昇交点赤経、近地点引数及び近地点通過時刻を記載してください。

④ 操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法

申請者自らが管理する操作用無線設備等を用いて衛星リモセン装置の使用を行う場合は、本項に記載してください。

申請者以外の者が管理する操作用無線設備等も併せて用いる場合は、本項の記載に加え、⑨にこれらの管理を行う者の氏名又は名称及び住所を記載してください。

また、当該無線局の免許を申請中又は申請予定の場合は、本項にその旨を記載してください。

➤ 「場所」

操作用無線設備が国内に所在することにより本法の対象となるため、その所在地を明確にする必要がありますので、当該設備が所在する住所を記載してください。

操作用無線設備等は一般に、通信所（管制装置）と送信局（アンテナ）により構成され、これらの設備の所在地が異なることもあるため、その場合は、それぞれの所在地を記載してください。

また、通信所と送信局が複数の箇所にある場合は併記して記載してください。

➤ 「構造」

操作用無線設備等を構成する要素について記載してください。

操作用無線設備等の構成は、衛星システムごとに異なるため一様ではありませんが、一例として、以下のような構成が想定されます。

なお、受信局としても使用する場合は、その旨記載してください。

- ① 通信所（管制装置）：コマンドの生成、テレメトリの監視等
- ② 送信局（アンテナ）：テレメトリ、コマンドの変復調、送信

➤ 「性能」

操作用無線設備等が具備する性能として、法で要求する変換符号生成機能、軌道の状況を把握することが可能であることを記載してください。

➤ 「管理の方法」

操作用無線設備等の管理者、管理体制、変換符号等の管理・更新、規則第10条第1項各号で定める不正使用防止措置を講ずる場合の方法、これらの更新を行う方法等を記載してください。

なお、これらの管理の方法を定めた規程等を整備している場合は、その文書名を記載しても結構です。

⑤ 受信設備の場所、構造及び性能並びにその管理の方法

申請者自らが管理する受信設備を用いる場合は、本項に、「場所」、「構造」及び「性能」並びに「その管理の方法」を記載してください。

申請者以外の者が管理する受信設備も併せて用いる場合は、申請者自らが管理する受信設備に係る上記の内容に加え、申請者以外の者が管理する受信設備の「場所」を記載してください。その際、申請者が管理する受信設備と申請者以外の者が管理する受信設備が判別できるように記載してください。

また、⑩にその管理を行う者の氏名又は名称及び住所を記載してください。

なお、当該無線局の免許を申請中又は申請予定の場合は、本項にその旨を記載してください。

➤ 「場所」

受信設備は一般に、受信処理局（受信処理システム）と受信局（アンテナ）により構成され、これらの設備の所在地が異なることもあるため、その場合は、それぞれの所在地を記載してください。

また、受信処理局（受信処理システム）と受信局（アンテナ）が複数の場所に所在する場合は併記して記載してください。

➤ 「構造」

受信設備を構成する要素について記載してください。受信局の構成は、衛星システムごとに異なるため一様ではありませんが、一例として、以下のような構成が想定されます。

① 受信処理局（受信処理システム）：受信データの処理等

② 受信局（アンテナ）：検出情報電磁的記録（撮像データ）の受信、復調

なお、送信局としても使用する場合は、その旨記載してください。

➤ 「性能」

受信設備が具備する性能を示し、法で要求する対応記録変換符号による復元機能を有することを記載してください。

➤ 「管理の方法」

受信設備の管理者、管理体制、規則第 11 条各号で定める措置を講ずる場合の方法、これらの更新を行う方法等を記載してください。

なお、これらの管理の方法を定めた規程等を整備している場合は、その文書名を記載しても結構です。

⑥ 衛星リモセン記録の管理の方法

規則第 7 条の衛星リモセン記録の安全管理措置に関する規程等の文書名を記載してください。

なお、衛星リモセン記録の管理において、同条第 2 項のサービスを利用して管理する場合は、その旨記載してください。

⑦ 申請者が個人である場合には、死亡時代理人の氏名又は名称及び住所

死亡時代理人が個人の場合にあつては住民票に記載された氏名及び住所を、法人の場合にあつては登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。

⑧ 衛星リモセン装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所

役員又は使用人（権限及び責任を有する者）の住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。

なお、使用人とは、申請者の使用人であって、衛星リモセン装置の使用に係る業務に関する権限及び責任を有する者をいいます（規則第5条参照）。

⑨ 申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合には、これらの管理を行う者の氏名又は名称及び住所

衛星リモセン装置への送信（アップリンク）に申請者以外の者が管理を行う地上送受信局（海外の地上送受信局を含む。）を使用する場合等において、申請者以外の者が管理する操作用無線設備等を用いる場合が想定されます。

複数の操作用無線設備等を使用する場合はそれぞれの管理者を記載してください。

なお、次のケースは、申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合に該当しません。

- ・ 操作用無線設備等を構成するシステム間（管制局と送受信局間）の回線を利用する場合
- ・ 操作用無線設備等を構成するシステムの一部として電気通信回線を通じて外部に保存するサービス（クラウドサービス等）を利用する場合（この場合は、④の「管理の方法」にその旨記載してください。）

⑩ 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所

衛星リモセン装置から地上への送信（ダウンリンク）に申請者以外の者が管理する地上受信局（海外の地上受信局を含む。）を使用する場合等において、申請者以外の者が管理する受信設備を用いる場合が想定されます。

複数の受信設備を使用する場合はそれぞれの管理者を記載してください。また、受信設備の所在地と受信設備の管理を行う者の住所が異なる場合も、同様にそれぞれ記載してください。

なお、次のケースは、申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合に該当しません。

- ・ 受信設備を構成するシステム間（受信処理局と受信局間）の回線を利用する場合
- ・ 受信設備を構成するシステムの一部として電気通信回線を通じて外部に保存するサービス（クラウドサービス等）を利用する場合（この場合は、⑤の「管理の方法」にその旨記載してください。）

⑪ 衛星リモセン記録の利用の目的及び方法

衛星リモセン装置の使用に伴い、当該衛星リモセン装置から取得した衛星リモセン記

録を取り扱うことが想定されます。

衛星リモセン記録の利用の目的については、例えば、事業活動や学術研究等が、利用の方法については、第三者への提供や加工の実施等が考えられますが、その対象分野、用途、内容や第三者への提供予定の有無、加工を行う予定の有無等について記載してください。複数分野が想定される場合はいずれの項目についても記載してください。

⑫ 出資者の名称、出資比率及び国籍

⑬ 主要取引先

申請者に対する資本面での外部からの影響を確認するため、申請者に関する次の事項を確認することが重要となります。

➤ 「出資者の名称」

申請者の主要な出資者を記載してください。

一例として、上場企業においては、直近の有価証券報告書等において記載する大株主の状況に準じ記載してください。

➤ 「出資比率」

前項で示した主要な出資者の出資比率を記載してください。

➤ 「国籍」

前項で示した主要な出資者の国籍を記載してください。

➤ 「主要取引先」

主要な販売先又は仕入先を記載してください。

3.2. 添付書類

衛星リモセン装置の使用の許可を受けようとする者は、上記の申請書への記載事項に関し、次に掲げる書類を併せて提出することとされています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 申請者に係る書類② 衛星リモセン装置の種類、構造及び性能を記載する書類③ 操作用無線設備等に係る書類<ul style="list-style-type: none">③－1 操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法を記載する書類③－2 申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る書類④ 受信設備に係る書類<ul style="list-style-type: none">④－1 受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法を記載する書類④－2 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る認定証の写し⑤ 安全管理措置に関する書類⑥ その他内閣総理大臣が必要と認める書類 |
|--|

これらの書類について、項目ごとに以下に説明します。

なお、申請書や添付書類の内容に変更のある場合は、その内容について事前に内閣府に情報提供してください。

<h4>① 申請者に係る書類</h4>

申請者だけではなく、その役員及び使用人並びに死亡時代理人についても、法第 5 条に定める欠格事由に該当すると、衛星リモセン装置の許可を受けることはできません。

このため、それらの者が当該欠格事由に該当しないことを確認するため、申請者の区分に応じた書類を提出していただく必要があります。

○ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

1) 住民票の写し又はこれに代わる書類

本籍の記載のあるものに限り、外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等の記載のあるものに限り、

- 2) 法第 5 条第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - 3) 使用人及び死亡時代理人に係る次に掲げる書類
 - a) 住民票の写し又はこれに代わる書類
 - b) 当該使用人にあつては法第 5 条第 1 号から第 4 号まで、当該死亡時代理人にあつては法第 5 条第 1 号から第 6 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類
- 1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 外国法人においては、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、当該法人の登記事項証明書又は印鑑登録証明のほか、官公庁から発行され、若しくは発給された書類又はこれに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものを提出してください。
 - 2) 法第 5 条第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - 3) 法第 5 条第 5 号に定める役員及び使用人に係る次に掲げる書類
 - a) 住民票の写し又はこれに代わる書類
 - b) 法第 5 条第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

② 衛星リモセン装置の種類、構造及び性能を記載する書類

衛星リモセン装置の種類、構造及び性能を記載する書類として、5 ページの②の「種類」、「構造」及び「性能」の内容が記載された書類を提出してください。

例えば、これらが記載された仕様書、設計書、システムブロック図、試験報告書等の写しを提出してください。

なお、当該文書の写しの全ての内容を提出する必要はなく、主要諸元一覧等、該当箇所を確認できるものを提出してください。

③ 操作用無線設備等に係る書類

③-1 操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法を記載する書類

5 ページの④「場所」、「構造」及び「性能」並びに「これらの管理の方法」の内容が記

載された書類を提出してください。

電波法の対象となる操作用無線設備等については、次に示すものを提出してください。

- ・ 当該無線局の免許状の写し（申請中であるときは当該無線局の免許申請書の写し）
- ・ 管理規程等の写し（衛星リモセン装置等他の装置と一体となったものの場合、操作用無線設備等に関する部分）
- ・ 規則第 10 条第 1 項各号に定める不正使用防止措置に関わる情報の適切な管理について記載された書類

電波法の対象とならない操作用無線設備等については、「当該無線局の免許状の写し」の代わりに次に示すものを提出してください。

- ・ 当該装置に関する仕様書、設計書、性能試験成績書等の写し（主要諸元一覧表等、該当箇所が確認できる部分）

③ 操作用無線設備等に係る書類

③-2 申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る書類

- 1) 当該管理を行う者が個人である場合は、次に掲げる書類
 - a) 住民票の写し又はこれに代わる書類
 - b) 法第 5 条第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- 2) 当該管理を行う者が法人である場合は、次に掲げる書類
 - a) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - b) 法第 5 条第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

なお、当該管理を行う者が衛星リモセン記録の取り扱いの認定を受けており、認定の対象となった受信設備を操作用無線設備等としても使用する場合は、当該認定証の写しを提出することをもって、上記の書類に代えることができます。

また、衛星リモセン装置の使用許可申請と衛星リモセン記録の取扱認定申請が同時期に行われることも想定されますので、その場合には、当該受信設備による取り扱いの認定に係る申請書の写しを提出することで並行して衛星リモセン装置の使用許可に関する審査を行うことが可能となります。

④ 受信設備に係る書類

④-1 受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法を記載する書類

受信設備に係る書類としては、例えば、システムブロック図、主要諸元一覧、管理規程等を提出してください。

受信設備の受信局を操作用無線設備等の送信局としても使用する場合であって、当該設備が電波法の対象となるときは、次に示すものを提出してください。

- ・ 当該設備に係る無線局免許状の写し（申請中であるときは当該無線局の免許申請書の写し）
- ・ 管理規程等の写し（その他の装置等と一体となったものの場合、受信設備に関する部分）
- ・ 規則第 10 第 1 項各号に定める不正使用防止措置に関わる情報の適切な管理について記載された書類

電波法の対象とならない受信局については、「当該設備に係る無線局免許状の写し」の代わりに次に示すものを提出してください。

- ・ 受信設備に関する仕様書、設計書、試験報告書等の写し（主要諸元一覧表等、該当箇所が確認できる部分）

④ 受信設備に係る書類

④-2 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る認定証の写し

申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者は衛星リモセン記録の取り扱いの認定を受けている必要がありますので、当該認定証の写しを提出してください。

なお、衛星リモセン装置の使用許可申請と受信設備の管理に係る衛星リモセン記録の取扱認定申請が同時期に行われることも想定されますので、その場合には、当該受信設備による取扱認定に係る申請書の写しを提出することで並行して衛星リモセン装置の使用許可に関する審査を行うことが可能となります。

⑤ 安全管理措置に関する書類

規則第 7 条で定める安全管理措置に関する規程や、各措置の具体的な内容が確認でき

る書類（衛星リモセン記録を取り扱う者の名簿、衛星リモセン記録を取り扱う施設設備の平面図等を含む）を提出してください。また、申請者が既に整備している規程をもって対応可能な場合は、当該箇所の写しを提出してください。

⑥ その他内閣総理大臣が必要と認める書類

- 1) 電気通信回線を通じて外部に保存するサービスを使用する場合
規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、電気通信回線を通じて外部に保存するサービスを使用する場合にあっては、当該サービス事業者との間において安全管理措置を確保していることを確認できる契約書等の写し（契約を予定している場合はその内容が確認できる書類）を提出していただくことが想定されます。
- 2) 申請者に関わる事項を踏まえ必要と考えられる場合
出資状況に関する書類を提出していただくことが想定されます。

その他、審査過程の中で追加的に資料を提出していただくこともあります。

4. 衛星リモセン記録の取扱認定申請

4.1. 申請書の記載事項及び記載要領

衛星リモセン記録の取扱いの認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出することとされています。

- ① 住所、氏名又は名称、連絡先
- ② 衛星リモセン記録の区分
- ③ 衛星リモセン記録の利用の目的及び方法
- ④ 衛星リモセン記録の管理の方法
- ⑤ 衛星リモセン記録を受信設備で受信する場合には、その場所
- ⑥ 衛星リモセン記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所
- ⑦ 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所
- ⑧ 出資者の名称、出資比率及び国籍
- ⑨ 主要取引先

これらに関する記載要領について、項目ごとに以下に説明します。

① 住所、氏名又は名称、連絡先

衛星リモセン記録の取扱いの認定を受けようとする者が個人の場合にあっては、住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。外国人の場合は、日本国の承認した外国政府の発行した書類のほかこれに準じる書類に記載された住所及び氏名を記載してください。

法人の場合にあっては、登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。

連絡先については、郵便物の受け取りが可能な、住所、氏名、法人名、担当部署、担当者名等を記載してください。

② 衛星リモセン記録の区分

取り扱おうとする衛星リモセン記録の区分について、記載例の例示を参考に選択して

ください。

複数区分の取り扱いを想定する場合には、それぞれの項目をチェックしてください。

なお、衛星リモセン記録の区分の内容は、規則第 2 2 条を参照ください。

③ 衛星リモセン記録の利用の目的及び方法

衛星リモセン記録の利用の目的については、例えば、事業活動や学術研究等が、利用の方法については、第三者への提供や加工の実施等が考えられますが、その対象分野、用途、内容や第三者への提供予定の有無、加工を行う予定の有無等について記載してください。複数分野が想定される場合はいずれの項目についても記載してください。

④ 衛星リモセン記録の管理の方法

規則第 7 条の衛星リモセン記録の安全管理措置に関する規程等その他衛星リモセン記録の管理の方法を定めた規程等の文書名を記載してください。

なお、衛星リモセン記録の管理において、同条第 2 項のサービスを利用する場合は、その旨記載してください。

⑤ 衛星リモセン記録を受信設備で受信する場合には、その場所

申請者自らが管理する受信設備を用いる場合は、本項に、その場所を記載してください。

申請者以外の者が管理する受信設備も併せて用いる場合は、申請者自らが管理する受信設備に係る上記の内容に加え、申請者以外の者が管理する受信設備の「場所」を記載してください。その際、申請者が管理する受信設備と申請者以外の者が管理する受信設備が判別できるように記載してください。

また、⑦にその管理を行う者の氏名又は名称及び住所を記載してください。

その際、所在地を異にする場合は併記してください。

➤ 「場所」

受信設備は一般に、受信処理局（受信処理システム）と受信局（アンテナ）により構成され、これらの設備の所在地が異なることもあるため、その場合は、それぞれの所在地を記載してください。

また、受信処理局（受信処理システム）と受信局（アンテナ）が複数の場所に所在する場合は併記して記載してください。

⑥ 衛星リモセン記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所

役員又は使用人（権限及び責任を有する者）の住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。

なお、使用人とは申請者の使用人であって、衛星リモセン記録の取扱いに係る業務に関する権限及び責任を有する者をいいます（規則第24条参照）。

⑦ 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所

衛星リモセン装置から地上への送信（ダウンリンク）に申請者以外の者が管理する地上受信局（海外の地上受信局を含む）を使用する場合等において、申請者以外の者が管理する受信設備を用いる場合が想定されます。

複数の受信設備を使用する場合はそれぞれの管理者を記載してください。また、受信設備の所在地と受信設備の管理を行う者の住所が異なる場合も、同様にそれぞれ記載してください。

なお、次のケースは、申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合に該当しません。

- ・ 受信設備を構成するシステム間（受信処理局と受信局間）の回線を利用する場合
- ・ 受信設備を構成するシステムの一部として電気通信回線を通じて外部に保存するサービス（クラウドサービス等）を利用する場合（この場合は、④の「管理の方法」にその旨記載してください。）

⑧ 出資者の名称、出資比率及び国籍

⑨ 主要取引先

申請者に対する資本面での外部からの影響を確認するため、申請者に関する次の事項を記載してください。

➤ 「出資者の名称」

申請者の主要な出資者を記載してください。

一例として、上場企業においては、直近の有価証券報告書等において記載する大株主の状況に準じ記載してください。

➤ 「出資比率」

前項で示した主要な出資者の出資比率を記載してください。

➤ 「国籍」

前項で示した主要な出資者の国籍を記載してください。

➤ 「主要取引先」

主要な販売先又は仕入先を記載してください。

4.2. 添付書類

衛星リモセン記録の取扱の認定を受けようとする者は、上記の申請書への記載事項に関し、次に掲げる書類を併せて提出することとされています。

- ① 申請者に係る書類
- ② 安全管理措置に関する書類
- ③ 受信設備に係る次に掲げる書類
 - ③-1 受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法を記載する書類
 - ③-2 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る許可証又は認定証の写し
- ④ その他内閣総理大臣が必要と認める書類

これらの書類について、項目ごとに以下に説明します。

なお、申請書や添付書類の内容に変更のある場合は、その内容について事前に内閣府に情報提供してください。

① 申請者に係る書類

申請者だけではなく、その役員及び使用人並びに死亡時代理人についても、法第 21 条第 3 項第 1 号に定める欠格事由に該当すると、衛星リモセン記録の取扱の認定を受けることはできません。

このため、それらの者が当該欠格事由に該当しないことを確認するため、申請者の区分に応じた書類を提出していただく必要があります。

- 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類
 - 1) 住民票の写し又はこれに代わる書類
本籍の記載のあるものに限ります。外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等の記載のあるものに限りません。
 - 2) 法第 21 条第 3 項第 1 号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - 3) 使用人に係る次に掲げる書類
 - a) 住民票の写し又はこれに代わる書類
 - b) 当該使用人が法第 21 条第 3 項第一号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

○ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

外国法人においては、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、当該法人の登記事項証明書又は印鑑登録証明のほか、官公庁から発行され、若しくは発給された書類又はこれに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものを提出ください。

2) 法第 21 条第 3 項第 1 号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

3) 役員及び使用人に係る次に掲げる書類

a) 住民票の写し又はこれに代わる書類

b) 法第 21 条第 3 項第 1 号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

② 安全管理措置に関する書類

規則第 7 条で定める安全管理措置に関する規程や、各措置の具体的な内容が確認できる書類（衛星リモセン記録を取り扱う者の名簿、衛星リモセン記録を取り扱う施設設備の平面図等を含む）を提出してください。また、申請者が既に整備している規程類をもって対応可能な場合は、当該箇所の写真提出してください。

③ 受信設備に係る次に掲げる書類

③-1 受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法を記載する書類

受信設備に係る書類としては、例えば、システムブロック図、主要諸元一覧、管理規程等を提出してください。

受信設備の受信局を送信局としても使用する場合であって、当該受信設備が電波法の対象となるときは、次に示すものを提出してください。

- ・ 当該設備に係る無線局免許上の写し（申請中であるときは当該無線局の免許申請書の写し）
- ・ 管理規程等の写し（その他の装置等と一体となったものの場合、受信設備に関する部分）
- ・ 規則第 10 条第 1 項各号に定める不正使用防止措置に関わる情報の適切な管理について記載された書類

電波法の対象とならない受信局については、「当該設備に係る無線局免許状の写し」の代わりに次に示すものを提出してください。

- ・ 受信設備に関する仕様書、設計書、試験報告書等の写し（主要諸元一覧表等、該当箇所が確認できる部分）

③ 受信設備に係る次に掲げる書類

③-2 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る許可証又は認定証の写し

申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理が適切に行われることを確認する必要がありますので、当該管理を行う者に係る許可証又は認定証の写しを提出してください。

なお、衛星リモセン記録の取扱認定申請と申請者以外の者による当該受信設備による取扱認定申請等が同時期に行われることも想定されますので、その場合には、当該受信設備についての許可等に係る申請書の写しを提出することで並行して衛星リモセン記録の取扱いに関する審査を行うことが可能となります。

④ その他内閣総理大臣が必要と認める書類

1) 電気通信回線を通じて外部に保存するサービスを使用する場合

規則第7条第2項の電気通信回線を通じて外部に保存するサービスを使用する場合には、当該サービス事業者との間において安全管理措置を確保していることを確認できる契約書等の写し（契約を予定している場合はその内容が確認できる書類）を添付してください。

2) 申請者に関わる事項を踏まえ必要と考えられる場合

出資状況に関する書類を提出していただくことが想定されます。

その他、審査過程の中で追加的に資料を提出していただくこともあります。

5. 申請様式の記載例

衛星リモセン装置の使用許可申請及び衛星リモセン記録の取扱認定申請に関する様式の記載例を次ページ以降に示します。

記載例（装置の使用）

様式第一（第四条関係）

許可申請書

平成 29 年 11 月 16 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号） 100-0013

住 所 東京都千代田区霞が関〇〇〇

氏 名

（法人にあつては、名称）

〇〇〇〇株式会社 印

連 絡 先 〒100-81** 東京都千代田区大手町*-**

〇〇〇〇株式会社 総務部総務課 内閣 太郎

電話：03-6205-**** 内線 9999

電子メール：naikaku-taro@xxx.co.jp

下記のとおり、衛星リモートセンシング装置の使用の許可を受けたいので、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第4条第2項の規定により、申請します。

記

1 衛星リモートセンシング装置の使用に関する事項

衛星リモートセンシング装置の名称、種類、構造及び性能	名称：CAO-OP1 種類：■光学センサー □SARセンサー □ハイパースペクトルセンサー □熱赤外センサー 構造：姿勢制御 三軸制御方式、スラスタ有 打上重量 150kg 発生電力 400W 設計寿命 3年 通信方式 S帯（アップリンク）、X帯（ダウンリンク） 製造者 東京衛星製造株式会社 性能：地上分解能（直下視）0.5m（パンクロ）2m（マルチ） バンド数 4バンド、観測幅 30km オンボードメモリ容量 120GB 位置精度 10m CE90
衛星リモートセンシング	軌道長半径：〇〇km

グ装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道	<p>離心率：〇〇</p> <p>軌道傾斜角：〇〇°</p> <p>昇交点赤経：〇〇°</p> <p>近地点引数：〇〇°</p> <p>近地点通過時刻：〇〇</p>
操作無線設備等の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法	<p>場所：①東京都千代田区〇〇</p> <p>②北海道〇〇町〇〇番地</p> <p>③〇〇国 ××州 △△</p> <p>構造：①無線所（衛星管制システム）</p> <p>②送信局（アンテナ、変復調設備等）</p> <p>③送信局（アンテナ、変復調設備等）</p> <p>性能：変換符号生成機能を有する。</p> <p>軌道制御機能を有する。</p> <p>管理の方法：①CAO-OP1 管理規程（C01-0011）による。</p> <p>②CAO 送信局管理規程（C01-0001）による。</p> <p>（現在、無線局免許申請中）</p> <p>③XXX 送信局管理規程（X01-0001）による。</p>
受信設備の場所、構造及び性能並びにその管理の方法	<p>場所：①北海道八雲町〇〇</p> <p>②愛知県名古屋市〇〇</p> <p>③〇〇国 □□州 ◇◇（管理者：〇〇〇〇 Ltd.）</p> <p>構造：①受信用アンテナ ②受信用アンテナ</p> <p>性能：①及び② X 帯を受信。対応記録復元機能を有する。</p> <p>管理の方法：①及び② CAO 受信局管理規程（C01-0001）による。</p>
衛星リモートセンシング記録の管理の方法	<p>CAO 衛星リモートセンシング記録管理規程（C01-0101）</p> <p>規則第 7 条第 2 項のサービスを利用</p>
申請者が個人である場合には、死亡時代理人の氏名又は名称及び住所	<p>氏名又は名称：</p> <p>住所：</p>
衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所	<p>氏名：〇〇〇〇</p> <p>住所：東京都千代田区〇〇〇〇</p>
申請者以外の者が操作無線設備等の管理を	<p>氏名又は名称：〇〇〇〇 Ltd.</p> <p>住所：〇〇国 □□州 △△</p>

行う場合には、これらの管理を行う者の氏名又は名称及び住所	
申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称：○○○○ Ltd. 住所：○○国 ◇◇州 △△
衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法	目的：事業活動（地理空間情報分野） 方法：・記録の提供（データ販売） ・付加価値製品・情報の提供（農業事業者向け、防災分野での情報提供）

2 申請者に関する事項

出資者の名称、出資比率及び国籍	名称：①○○重工業株式会社、②○○電気電子株式会社、 ③○○ Aerospace Ltd. 出資比率：①40%、②40%、③20% 国籍： ①日本、②日本、③カナダ
主要取引先	○○省、○○商事、○○海運

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第4条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

記載例（記録の取扱い）

様式第十三（第二十三条関係）

認定申請書

平成 29 年 11 月 16 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）100-****

住 所 東京都港区芝浦*-*-*

氏名

（法人にあつては、名称）

□□□□株式会社 印

連 絡 先 〒100-**** 東京都港区芝浦*-*-*

□□□□株式会社 総務グループ 千代田 一二三

電話：03-6205-**** 内線 9999

電子メール：hifumi@xxx.com

下記のとおり、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けたいので、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第 2 1 条第 2 項の規定により、申請します。

記

1 取り扱う衛星リモートセンシング記録に関する事項

衛星リモートセンシング記録の区分	一（光学センサー・生データ） 五（光学センサー・標準データ）
衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法	目的：事業活動（装置使用者への受信局の提供、地理空間情報分野） 方法： ・記録の提供（①衛星リモセン装置から受信したデータについて、暗号解除を行わずに装置使用者に提供する。②装置使用者から購入した記録の加工を行い提供する。） ・付加価値製品・情報の提供（土木建設事業者向け、防災分野情報提供）
衛星リモートセンシング記録の管理の方法	□□□□衛星画像管理規程（C-0119）による規則第 7 条第 2 項のサービスを利用

衛星リモートセンシング記録を受信設備で受信する場合には、その場所	住所：①北海道千歳市〇〇 ②熊本県上天草市〇〇
衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所	氏名：□□ 花子 住所：北海道札幌市〇〇〇〇
申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称：〇〇〇〇 住所：東京都千代田区〇〇〇—2

2 申請者に関する事項

資本者の名称、出資比率及び国籍	名称：□□□□ホールディングス 出資比率：100% 国籍：日本
主要取引先	□□土木、□□建設、□□海洋開発

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第23条第2項各号に掲げる書類を添付すること。